

特定技能2.4倍へ増加方針案

人手不足の分野で外国人労働者を受け入れる「特定技能」について、政府は2024年3月29日に今後5年間の受け入れ見込み数の枠を82万人とする方針を示しました。2019年の制度導入時には2024年までの5年間で約34.5万人と設定としている為、比較すると**2.4倍**にあたります。国内の人手不足を補うため、外国人労働者の受け入れを拡大する方針です。

【全16分野】特定技能外国人受け入れ見込み人数

★…新しく追加された分野 **全部で820,000人**

介護	135,000	★ 自動車運送	24,500
ビルクリーニング	37,000	★ 鉄道	3,800
製造業	173,300	農業	78,000
建設	80,000	漁業	17,000
造船・船用	36,000	飲食料品製造業	139,000
自動車整備	10,000	外食業	53,000
航空	4,400	★ 林業	1,000
宿泊	23,000	★ 木材産業	5,000 (人)

更に対象分野が
12分野➤16分野に拡大

追加業種
自動車運送業
鉄道
林業
木材産業

(年度内に閣議決定する見通し)

今さら聞けない..
特定技能とは...?!

特定技能1号

特定技能として働く外国人が最初に取得をする在留資格です

- ◇対象分野:12分野 (現行)
- ◇技能水準:相当程度の知識又は経験
- ◇在留期間:最長5年

特定技能2号

「特定技能1号」で就労し、実務経験を積んだうえで技能試験に合格すると移行ができるようになります

- ◇対象分野:11分野
- ◇技能水準:熟練した技能
- ◇在留期間:更新回数に上限なし
- ◇家族帯同:可能

特定技能外国人のお問い合わせが増えております。特定技能外国人の受け入れに関するご相談やご質問は弊組合までお気軽にご連絡ください。

2024年4月より、建設業の働き方改革がスタートしました!

2024年4月から、時間外労働の上限は**月45時間・年360時間**となります。原則として次のような上限規制が適用されます。

時間外労働の限度時間

■法律による上限(原則)

- ✓ 月45時間
- ✓ 年360時間

特別条項

■法律による上限(例外)

(月45時間超は年6か月まで)

- ✓ 年720時間
- ✓ 月100時間未満*
- ✓ 複数月平均80時間*

*休日労働を含む
*災害における復旧・復興の事業では適用されません

法定労働時間

- ✓ 1週40時間
- ✓ 1日8時間

1年間(12か月)

週休2日制の後押..適正な工期設定..生産性向上..時間外労働の上限規制が始まったことで、様々な課題を抱える事になった建設業界。特に勤怠管理は、重要事項となります! うっかり上限を超えてしまった...といった状況にならないように適切な勤怠管理をお願い致します。

受入企業が労働関係法令に違反し、罰金刑等に処された場合、実習生の認定取り消しと、行政機関に公示されます。技能実習生並びに特定技能外国人の受入は、5年停止となります。

■監理団体からのお知らせ■

3月は定期監査にご協力頂き有難うございました。監査結果報告において、依頼事項のご対応が未処理の実施者様へは、再度ご依頼メールを送付しておりますので、ご対応の程、宜しくお願いいたします。